附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋）

第三条の二の十七　政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の四第一項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第六項及び第七項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第八項第一号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十一項第一号中「第十五条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同項第二号中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同条第十二項第二号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十三項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十四項第一号中「次条」の下に「及び附則第四条の六第八項」を加え、同項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十九項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の二第四項第二号」を「附則第十二条の二の二第五項第一号イ」に改め、同項第一号イ中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「平成三十年ガソリン軽中量車基準」に改め、同号ロ中「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に改め、同項第二号中「百三十未満」を「百四十未満」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の二第五項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第五項第一号ロ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の二第五項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第五項第一号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第十二条の二の二第六項第二号」を「附則第十二条の二の二第七項第一号」に改め、同項第一号イ中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「附則第十二条の二の二第七項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号」に、「車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、同項第一号イ中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に、「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表のイ」に改め、同号ロ中「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に、「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から第二十四項までを削り、同条第二十五

11　法附則第十二条の二の二第五項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満である自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の五第十四項中「附則第十二条の二の二第五項第二号イ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号イ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の二第五項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号ロ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十二条の二の二第五項第二号ハ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の二第六項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第六項」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第十二条の二の二第六項第二号」を「附則第十二条の二の二第七項第一号」に改め、同項第一号イ中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に改め、同号ロ中「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準」に、「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から第二十四項までを削り、同条第二十五